

公 示

令和 7 年 5 月 28 日
公益社団法人山口県畜産振興協会

肉用子牛生産者補給金制度に係る 生産者積立金（負担金）の額について

令和 7 年 4 月 1 日個体登録（令和 6 年 10 月 2 日生れから適用）から生産者積立金（負担金）の額が、下記のとおり改定されたのでお知らせします。

記

肉用子牛 1 頭当たりの生産者積立金（負担金）の額（単位：円）

品 種	個 体 登 録	
	令和 7 年 4 月 1 日以降 ※注 2	令和 7 年 3 月 31 日まで ※注 3
黒毛和種	1, 6 0 0 (4 0 0)	1, 6 0 0 (4 0 0)
褐毛和種	6, 0 0 0 (1, 5 0 0)	6, 0 0 0 (1, 5 0 0)
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	2 0, 0 0 0 (5, 0 0 0)	1 8, 8 0 0 (4, 7 0 0)
乳用種の品種	5, 0 0 0 (1, 2 5 0)	6, 8 0 0 (1, 7 0 0)
肉専用種と乳用種の交雑種の品種	2, 4 0 0 (6 0 0)	3, 2 0 0 (8 0 0)

注 1 （ ）は、肉用子牛 1 頭当たりの生産者負担金の額
「国 1/2、県 1/4、生産者 1/4」

注 2 令和 6 年 10 月 2 日生れ以降の牛

注 3 令和 6 年 10 月 1 日生れまでの牛